

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2023年12月15日提出

【発行者名】 Global X Japan株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 姜 昇浩

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【事務連絡者氏名】 仁木 大介

連絡場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 03-3528-8555

**【届出の対象とした募集内 グローバルX チャイナEV&バッテリー ETF
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】**

**【届出の対象とした募集内 (1) 当初設定
国投資信託受益証券の金
額】** 5億円を上限とします。

(2) 継続申込期間
5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所

所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

I. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年6月23日付で提出した有価証券届出書（以下「原有有価証券届出書」）の記載事項につき、投資方針に関する記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

II. 【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Solactive China Electric Vehicle and Battery Index」（以下「対象指数」という場合があります。）を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国 内	株 式 債 券	M M F	インデックス型
	海 外	不動産投信 (リート)	M R F	
追加型投信	内 外	その他資産 (優先証券) 資産複合	E T F	特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日本		日経225
	年 4 回	北米	あり ()	
	年 6 回 (隔月)	欧州		TOPIX
	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
不動産投信 その他資産 (上場投資信託証 券(株式))	日々	中南米 アフリカ	なし	その他 (Solactive China Electric Vehicle and Battery Index (円換算ベース))
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東) エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファン ド）	「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 分固定型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 分変更型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、Solactive China Electric Vehicle and Battery Indexを円換算した値の変動率に一致させることを目的として、香港籍の上場投資信託に投資します。

- 主として、Global X China Electric Vehicle and Battery ETFの受益証券に投資します。
- Global X China Electric Vehicle and Battery ETFの組入比率は、原則として高位を維持します。
- Solactive China Electric Vehicle and Battery Indexとの連動性を高めるため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

Solactive China Electric Vehicle and Battery Indexについて

- Solactive China Electric Vehicle and Battery Indexは、Solactive AGが開発した中国のEVおよびEVに関連するバッテリービジネスを行う企業で構成される株式インデックスです。
- 本社を中国本土または香港に置き、かつ香港、深セン、上海、ニューヨーク、NASDAQのいずれかの取引所に上場している銘柄をユニバースとし、流動性および収益性の要件を満たした銘柄の中から、FactSet社提供の業種分類(RBICS)およびSolactive社が設定するテーマに関するキーワードへの関連度によってEVおよびEV関連のバッテリー銘柄を特定します。
- 特定された銘柄は浮動株調整後時価総額順にランク付けされ、以下の手順で構成銘柄が決定されます。
 - ① 上位25位までポートフォリオに組み入れ
 - ② 上位26-40位の銘柄の中で、既存構成銘柄を35銘柄に達するまで組み入れ
 - ③ ②で35銘柄に満たない場合は、26-40位の銘柄を35銘柄に達するまで上位から順に新規採用銘柄として組み入れ
- 各銘柄は浮動株調整後時価総額加重により構成比率が決定されます（ただし、1銘柄あたり最大10%）。
- 原則として1月と7月の年2回、指数構成銘柄および構成比率の見直しを行ないます。

※「Solactive China Electric Vehicle and Battery Index(円換算ベース)」は、Solactive AGが算出する「Solactive China Electric Vehicle and Battery Index」の中国元建ての値を元にGlobal X Japanが円換算したものです。

※「Solactive China Electric Vehicle and Battery Index」を以下「対象指数」という場合があります。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
- 売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

- 追加設定は、現金により行ないます。
- 追加設定は1万口以上1万口単位となります。

- 解約請求により換金を行なうことができます。
- 受益権をもって株式と交換することはできません。
- 換金は1万口以上1万口単位となります。

- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
- 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年3月24日および9月24日です。

(注) 第1計算期間は、2024年3月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をSolactive China Electric Vehicle and Battery Indexを円換算した値の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 投資対象である上場投資信託証券の有価証券組入比率が指数構成銘柄と全く同一の比率とならない可能性があること
- (b) 当ファンドおよび投資対象である上場投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 資金の流出入のタイミングと当ファンドが投資対象である上場投資信託証券を売買するタイミング、当該上場投資信託証券が組入証券を売買するタイミングの不一致
- (d) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- (e) 投資対象である上場投資信託証券の配当金や権利処理等によって当ファンドの信託財産に現金が発生すること

●指数の著作権等について

本ファンドは、SOLACTIVE AG(以下「SOLACTIVE」)、その関連会社(総称して「SOLACTIVE当事者」)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。SOLACTIVE INDEXは、SOLACTIVEの専有財産です。SOLACTIVEおよびSOLACTIVE INDEXの名称は、SOLACTIVEもしくはその関連会社のサービスマークであり、Global X Japan株式会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。いかなるSOLACTIVE当事者も、発行会社、本ファンドのオーナー、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、本ファンドへの投資、もしくはSOLACTIVE INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。SOLACTIVEもしくは関連会社は、本ファンド、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体とは無関係にSOLACTIVEが決定、構成、計算するSOLACTIVE INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。

いかなるSOLACTIVE当事者も、SOLACTIVE INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、発行会社または本ファンドの所有者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。いかなるSOLACTIVE当事者も、本ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、本ファンドの償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負いません。さらに、いかなるSOLACTIVE当事者も、本ファンドの運営、マーケティング、またはオフリングに関連して、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。SOLACTIVEは、SOLACTIVEが信頼できると考える情報源からSOLACTIVE INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのSOLACTIVE当事者も、SOLACTIVE INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。SOLACTIVE当事者は、発行会社、ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体がSOLACTIVE INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・黙示の保証をしません。SOLACTIVE当事者は、SOLACTIVE INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。さらに、SOLACTIVE当事者は、いかなる種類の明示・黙示の保証責任も負わず、SOLACTIVE INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるSOLACTIVE当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、及びその他の損害(逸失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

<訂正後>

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Solactive China Electric Vehicle and Battery Index」（以下「対象指数」という場合があります。）を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
-----------------	--------	-------------------	------	------

単位型投信	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信 (リート)	MRF	
追加型投信	内外	その他資産 (優先証券)	ETF	特殊型
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	あり ()	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
不動産投信 その他資産 (上場投資信託証 券(株式))	年4回	北米		
資産複合 ()	年6回 (隔月)	欧州		
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	アジア	なし	TOPIX
	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
		中近東 (中東)		その他 (Solactive China Electric Vehicle and Battery Index (円換算ベース))
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

投資対象 資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 分固定型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 分変更型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、Solactive China Electric Vehicle and Battery Indexを円換算した値の変動率に一致させることを目的として、香港籍の上場投資信託に投資します。

- 主として、Global X China Electric Vehicle and Battery ETFの受益証券に投資します。
- Global X China Electric Vehicle and Battery ETFの組入比率は、原則として高位を維持します。
- Solactive China Electric Vehicle and Battery Indexとの連動性を高めるため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
 - ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

Solactive China Electric Vehicle and Battery Indexについて

- Solactive China Electric Vehicle and Battery Indexは、Solactive AGが開発した中国のEVおよびEVに関連するバッテリービジネスを行う企業で構成される株式インデックスです。
- 本社を中国本土または香港に置き、かつ香港、深セン、上海、ニューヨーク、NASDAQのいずれかの取引所に上場している銘柄をユニバースとし、流動性および収益性の要件を満たした銘柄の中から、FactSet社提供の業種分類(RBICS)およびSolactive社が設定するテーマに関するキーワードへの関連度によってEVおよびEV関連のバッテリー銘柄を特定します。
- 特定された銘柄は浮動株調整後時価総額順にランク付けされ、以下の手順で構成銘柄が決定されます。
 - ① 上位25位までポートフォリオに組み入れ
 - ② 上位26-40位の銘柄の中で、既存構成銘柄を35銘柄に達するまで組み入れ
 - ③ ②で35銘柄に満たない場合は、26-40位の銘柄を35銘柄に達するまで上位から順に新規採用銘柄として組み入れ
- 各銘柄は浮動株調整後時価総額加重により構成比率が決定されます（ただし、1銘柄あたり最大10%）。
- 原則として1月と7月の年2回、指数構成銘柄および構成比率の見直しを行ないます。

※「Solactive China Electric Vehicle and Battery Index(円換算ベース)」は、Solactive AGが算出する「Solactive China Electric Vehicle and Battery Index」の中国元建ての値を元にGlobal X Japanが円換算したものです。

※「Solactive China Electric Vehicle and Battery Index」を以下「対象指数」という場合があります。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - ・売買単位は、1口単位です。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、現金により行ないます。
 - ・追加設定は1万口以上1万口単位となります。
- 解約請求により換金を行なうことができます。
 - ・受益権をもって株式と交換することはできません。
 - ・換金は1万口以上1万口単位となります。
- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
 - ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年3月24日および9月24日です。

（注）第1計算期間は、2024年3月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ・株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をSolactive China Electric Vehicle and Battery Indexを円換算した値の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 投資対象である上場投資信託証券の有価証券組入比率が指数構成銘柄と全く同一の比率とならない可能性があること
- (b) 当ファンドおよび投資対象である上場投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 資金の流出入のタイミングと当ファンドが投資対象である上場投資信託証券を売買するタイミング、当該上場投資信託証券が組入証券を売買するタイミングの不一致
- (d) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- (e) 投資対象である上場投資信託証券の配当金や権利処理等によって当ファンドの信託財産に現金が発生すること

●指数の著作権等について

本ファンドは、SOLACTIVE AG(以下「SOLACTIVE」)、その関連会社(総称して「SOLACTIVE当事者」)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。SOLACTIVE INDEXは、SOLACTIVEの専有財産です。SOLACTIVEおよびSOLACTIVE INDEXの名称は、SOLACTIVEもしくはその関連会社のサービスマークであり、Global X Japan株式会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。いかなるSOLACTIVE当事者も、発行会社、本ファンドのオーナー、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、本ファンドへの投資、もしくはSOLACTIVE INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。SOLACTIVEもしくは関連会社は、本ファンド、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体とは無関係にSOLACTIVEが決定、構成、計算するSOLACTIVE INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。

いかなるSOLACTIVE当事者も、SOLACTIVE INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、発行会社または本ファンドの所有者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。いかなるSOLACTIVE当事者も、本ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、本ファンドの償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負いません。さらに、いかなるSOLACTIVE当事者も、本ファンドの運営、マーケティング、またはオフアリングに関連して、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。SOLACTIVEは、SOLACTIVEが信頼できると考える情報源からSOLACTIVE INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしませんが、いずれのSOLACTIVE当事者も、SOLACTIVE INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。SOLACTIVE当事者は、発行会社、ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体がSOLACTIVE INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・黙示の保証をしません。SOLACTIVE当事者は、SOLACTIVE INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。さらに、SOLACTIVE当事者は、いかなる種類の明示・黙示の保証責任も負わず、SOLACTIVE INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるSOLACTIVE当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、及びその他の損害(逸失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

（２）【ファンドの沿革】

<訂正前>

2023年7月11日 信託契約締結、当初設定、運用開始
 2023年7月13日 受益権を東京証券取引所に上場（予定）

<訂正後>

2023年7月11日 信託契約締結、当初設定、運用開始
 2023年7月13日 受益権を東京証券取引所に上場

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

	名 称	関係業務の内容
委託会社	Global X Japan株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※1）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、信託財産の計算等を行ないます。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）	信託契約（※1）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集等に関する委託会社との契約（※2）に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

※1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※2：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

<委託会社等の概況（2023年3月末日現在）>

・資本金の額 25億円

・沿革

2019年 9月 2日 設立登記

2020年 3月11日 金融商品取引業者登録

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第3174号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比率
Global X Management Company, Inc.	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New York, NY, U.S.A.	250,000株	50%
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

<訂正後>

	名 称	関係業務の内容
--	-----	---------

委託会社	Global X Japan株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※1）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、信託財産の計算等を行ないます。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）	信託契約（※1）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集等に関する委託会社との契約（※2）に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

※1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※2：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

<委託会社等の概況（2023年9月末日現在）>

・資本金の額 25億円

・沿革

2019年 9月 2日 設立登記

2020年 3月11日 金融商品取引業者登録

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第3174号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
Global X Management Company, Inc.	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New York, NY, U.S.A.	250,000株	50%
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<訂正前>

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

- ① 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象指数を円換算した値の変動率に一致させることを目的として、主として、Global X China Electric Vehicle and Battery ETFの受益証券に投資します。
- ② Global X China Electric Vehicle and Battery ETFの組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 対象指数との連動性を高めるため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。
- ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

<訂正後>

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

- ① 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象指数を円換算した値の変動率に一致させることを目的として、主として、Global X China Electric Vehicle and Battery ETFの受益証券に投資します。
- ② Global X China Electric Vehicle and Battery ETFの組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 対象指数との連動性を高めるため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。
- ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ⑤ 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
 - ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
- ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

（3）【運用体制】

<訂正前>

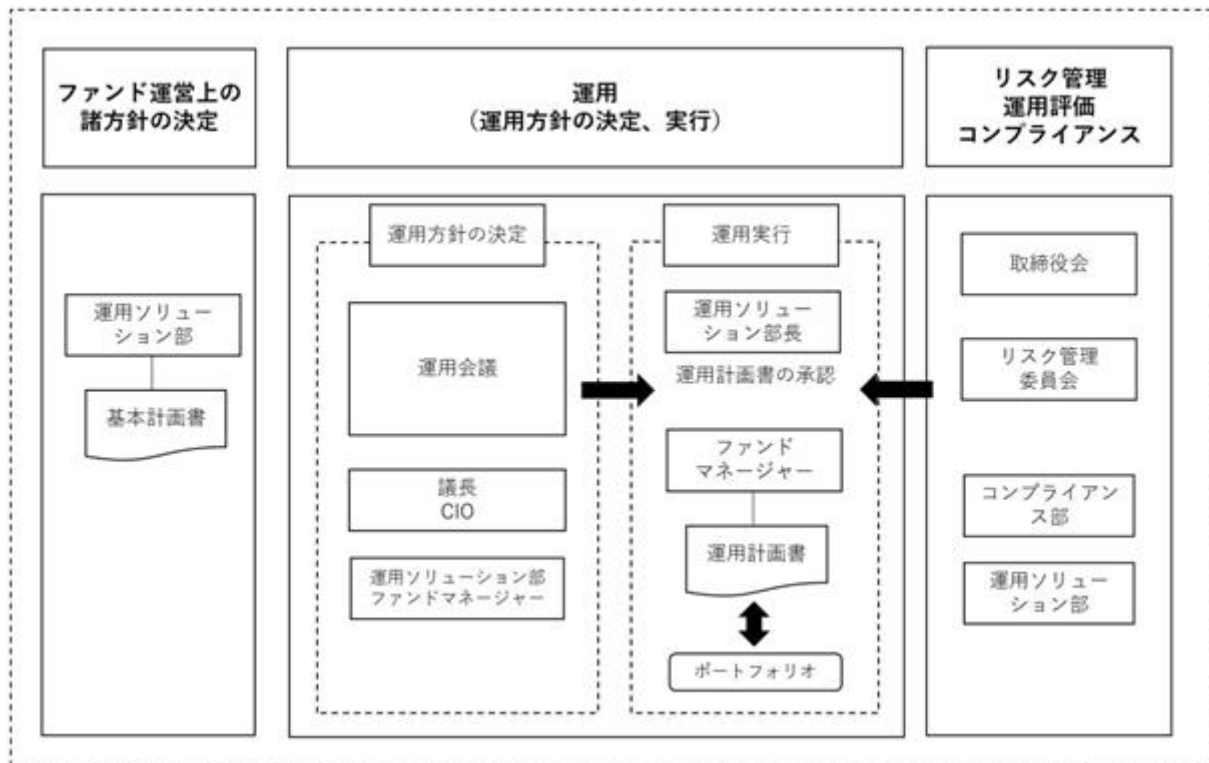
① 運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

イ. ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ロ. ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

ハ. 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 内部管理体制

イ. コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ないます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

ロ. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

ハ. 内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

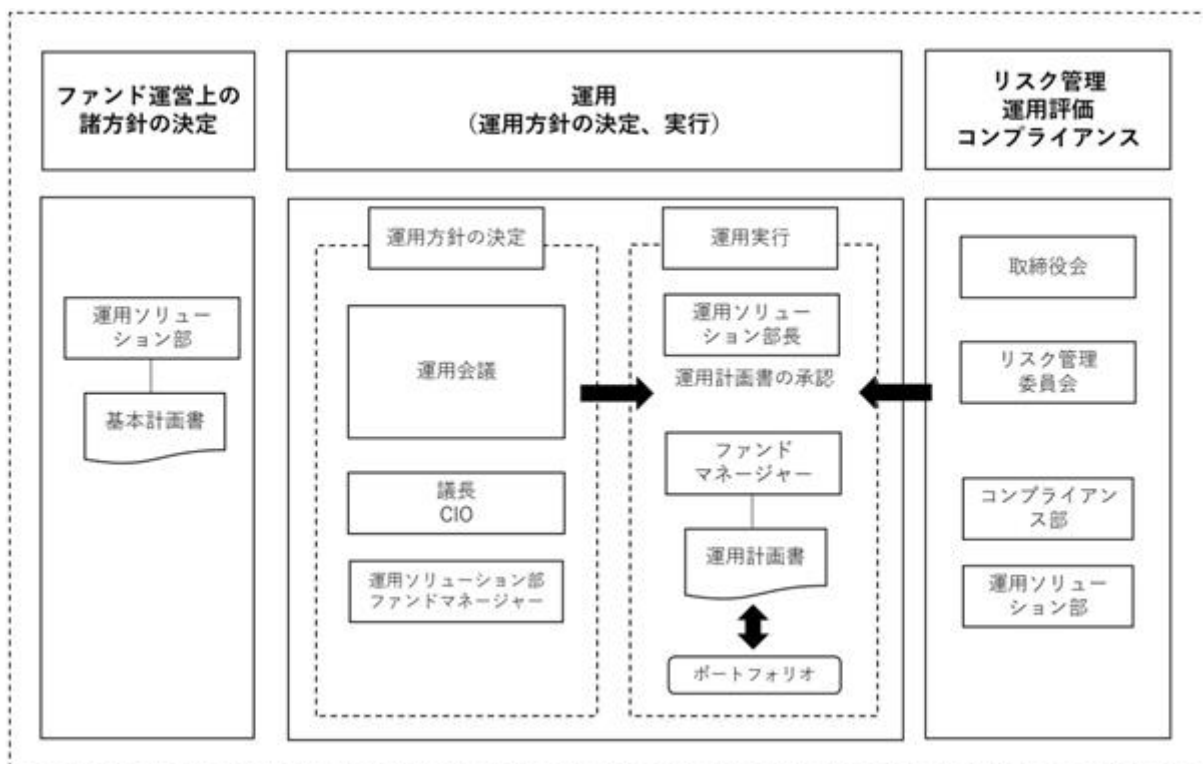
※ 上記の運用体制は2023年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

<訂正後>

① 運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

- イ. ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ロ. ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- ハ. 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 内部管理体制

イ. コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行いません。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託

財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜的確な報告の機能を有します。

ロ. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

ハ. 内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

※ 上記の運用体制は2023年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ③ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

（※）売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<訂正後>

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。

・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜 0.0075%）

・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜 0.0075%）

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

- ③ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

（※）売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は上場証券投資信託等として取り扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、「申告分離課税」の取扱いとなり、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率で課税されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択します。

ハ. 損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時、解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

② 法人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収[※]されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2023年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は上場証券投資信託等として取り扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、「申告分離課税」の取扱いとなり、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率で課税されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択します。

ハ. 損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時、解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

※上場証券投資信託等は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。上記は2023年12月末までの制度となります。

※2024年1月1日以降、NISAの拡充・恒久化が図られ、上場証券投資信託等は一定の要件を満たした場合に当該制度の適用対象となります。当ファンドはNISA（少額投資非課税制度）の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。NISAの「成長投資枠」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収[※]されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

- （※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- （※）上記は、2023年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- （※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a. 資本金の額

2023年3月末日現在

資本金の額 25億円

発行可能株式総数 50万株

発行済株式総数 50万株

過去5年間ににおける資本金の額の増減

2019年 9月 資本金10億円に増資

2020年 2月 資本金25億円に増資

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 運用会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ニ. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

<訂正後>

a. 資本金の額

2023年9月末日現在

資本金の額 25億円

発行可能株式総数 50万株

発行済株式総数 50万株

過去5年間ににおける資本金の額の増減

2019年 9月 資本金10億円に増資
2020年 2月 資本金25億円に増資

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 運用会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ニ. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額（単位：百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	27	109,415
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	27	109,415

<訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額（単位：百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	32	192,908
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	32	192,908

3【委託会社等の経理状況】

※原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		4,149,115		3,888,170
未収委託者報酬		43,757		112,860
未収収益		91,749		57,770
未収入金		5,349		5,975
前払費用		16,107		16,755
その他		1,129		7,699
流動資産合計		4,307,209		4,089,232
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	※1	12,089	※1	11,047
器具備品	※1	15,793	※1	8,658
建設仮勘定		—		13,929
有形固定資産合計		27,883		33,634
無形固定資産				
ソフトウェア		43,423		26,794
無形固定資産合計		43,423		26,794
投資その他の資産				
長期差入保証金		27,588		77,028
投資その他の資産合計		27,588		77,028
固定資産合計		98,894		137,457
資産合計		4,406,104		4,226,689

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
未払金	※2	37,283	※2	100,272
未払法人税等		15,664		14,261
賞与引当金		—		17,806
役員賞与引当金		—		12,041
その他		3,906		6,001
流動負債合計		56,854		150,383
固定負債				
固定負債合計		—		—
負債合計		56,854		150,383
純資産の部				
株主資本				
資本金		2,500,000		2,500,000
資本剰余金				
資本準備金		2,500,000		2,500,000
資本剰余金合計		2,500,000		2,500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金		△ 650,749		△ 923,694
繰越利益剰余金		△ 650,749		△ 923,694
利益剰余金合計		△ 650,749		△ 923,694
株主資本合計		4,349,250		4,076,305
評価・換算差額等		—		—
評価・換算差額等合計		—		—
純資産合計		4,349,250		4,076,305
負債・純資産合計		4,406,104		4,226,689

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）		当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		161,043		237,122
その他営業収益		318,321		412,795
営業収益計		479,364		649,918
営業費用				
委託計算費		127,163		213,781
広告宣伝費		28,214		36,735
調査費		26,987		33,180
通信費		9,640		13,767
協会費		807		1,312
営業雑経費		4,307		14,561
営業費用合計		197,120		313,337
一般管理費				
役員報酬		106,625		148,588
給与		124,776		183,340
賞与		56,669		32,933
賞与引当金繰入		—		17,806
役員賞与引当金繰入		—		12,041
福利厚生費		28,437		42,981
交際費		9,744		19,899
旅費交通費		3,875		16,899
租税公課		29,865		27,831
業務委託費		20,368		14,448
不動産賃借料		41,265		42,844
固定資産減価償却費	※1	20,497	※1	28,499
支払報酬		10,387		8,397
諸経費		9,832		13,592
一般管理費合計		462,345		610,104
営業損失（△）		△ 180,101		△ 273,524
営業外収益				
受取利息		41		40
その他		20,356		1,515
営業外収益計	※2	20,453	※2	1,555
営業外費用				
為替差損		107		84
営業外費用計		162		84
経常損失（△）		△ 159,810		△ 272,053
特別損失		778		—
税引前当期純損失（△）		△ 160,589		△ 272,053
法人税、住民税及び事業税		956		891
法人税等合計		956		891
当期純損失（△）		△ 161,546		△ 272,944

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 489,203	△ 489,203	4,510,796
当期変動額						
剰余金の配当						-
当期純損失				△ 161,546	△ 161,546	△ 161,546
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						-
当期変動額合計	-	-	-	△ 161,546	△ 161,546	△ 161,546
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 650,749	△ 650,749	4,349,250

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰越ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	-	-	4,510,796
当期変動額				
剰余金の配当				-
当期純損失				△ 161,546
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-
当期変動額合計	-	-	-	△ 161,546
当期末残高	-	-	-	4,349,250

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金 繰越利益剰余 金	利益剰余金合 計	
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 650,749	△ 650,749	4,349,250
当期変動額						
剰余金の配当						—
当期純損失				△ 272,944	△ 272,944	△ 272,944
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						—
当期変動額合計	—	—	—	△ 272,944	△ 272,944	△ 272,944
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 923,694	△ 923,694	4,076,305

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰越ヘッジ損 益	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	—	—	—	4,349,250
当期変動額				
剰余金の配当				—
当期純損失				△ 272,944
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	—	△ 272,944
当期末残高	—	—	—	4,076,305

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

以下の方法・償却期間によっております。

（1）有形固定資産

建物・附属設備	定額法	10～15年
器具備品	定率法	5～15年

（2）無形固定資産

ソフトウェア	定額法	5年
--------	-----	----

2. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

（追加情報）

当事業年度より支給見込み額を合理的に見積もることが可能となったため、「賞与引当金」として計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

（追加情報）

当事業年度より支給見込み額を合理的に見積もることが可能となったため、「役員賞与引当金」として計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款や顧客との契約に基づき、証券投資信託の運用や海外ETFに係る販売サポート業務についての履行義務を負っております。これらの履行義務は当社の日々のサービス提供時に充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

[時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用]

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当期の財務諸表に与える影響はありません。

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物附属設備	2,149千円	3,192千円
器具備品	17,163千円	18,064千円

※ 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未払金	11,778千円	17,899千円

（損益計算書関係）

※ 1 減価償却実施額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
有形固定資産	8,603千円	8,870千円
無形固定資産	11,893千円	19,628千円

※ 2 営業外収益の主要項目

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

損益計算書の営業外収益のうちその他の項目は、主に東京都からの補助金と大和アセットマネジメントからの返金（BP0業務縮小に伴う解決金7,036千円、退職金の払戻3,270千円）です。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

損益計算書の営業外収益のうちその他の項目は、主に税還付金1,515千円です。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	500	—	—	500
合 計	500	—	—	500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	500	—	—	500
合 計	500	—	—	500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は、信用格付の極めて高い国内銀行の普通預金として預け入れしております。証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。

未払金は、当社業務に係る費用の未払額であり、これらのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

財務リスク管理規程において個別の案件ごとに為替リスク管理の検討を行うものとしておりますが、現時点において、為替リスクが発生する商品に投資をしていない為、為替リスクは発生しておらず、その検討を行っておりません。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度（2022年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2023年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（収益認識関係）

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用及び米国ETF・香港ETFに係る販売サポート業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が237,122千円、販売サポート業務が412,795千円であります。

（2）収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の2. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（3）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	合計
161,043	318,321	479,364

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	318,321

（注）当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
237,122	412,181	614	649,918

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	412,181

（注）当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

〔関連当事者との取引〕

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	15,174百万円	資産運用業	(被所有)直接 40%	あり	役員の兼任 出向者の受入れ	出向者負担金の支払い (注1)	131,246	未払金	11,778

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）出向者及びBP0に係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	Global X Management Company LLC	米国	515百万ドル	資産運用業	—	あり	販売支援	販売支援 (注1)	318,321	未収収益	91,749

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する米国上場投資信託の日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約（Service Agreement）に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	15,174	資産運用業	(被所有) 直接 40%	あり	役員の兼任 出向者の受入れ	出向者負担金の支払い (注1)	218,167	未払金	17,899

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBP0に係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	Global X Management Company LLC	米国	82,414	資産運用業	—	あり	販売支援	販売支援 (注1)	412,181	未収収益	112,246

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する米国上場投資信託の日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約（Service Agreement）に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

〔1株当たり情報〕

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	8,698.50円	1株当たり純資産額	8,152.61円
1株当たり当期純損失(△)	△ 323.09円	1株当たり当期純損失(△)	△ 545.88円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純損失(千円)	△ 161,546	△ 272,944
普通株式の期中平均株式数(株)	500,000	500,000

〔重要な後発事象〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

Global X Japan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 間瀬 友未
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治
業 務 執 行 社 員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているGlobal X Japan株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Global X Japan株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。